

- 4 管理職手当については、国立大学法人福岡教育大学職員給与規程に準ずる。
- 5 管理職手当の月額は、当該職員の週の勤務時間数に応じて、次の表に掲げるとおりとする。

週の勤務時間数	管理職手当
30時間	82,761円
30時間未満	106,900円に当該職員の週の勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額

- 6 通勤手当、期末手当、勤勉手当及び給与の支給方法等については、国立大学法人福岡教育大学再雇用職員給与規程に、職務付加手当、超過勤務手当、休日給及び入試問題作成手当については、国立大学法人福岡教育大学職員給与規程に準ずる。

第4章 服務

(誠実義務)

第20条 再雇用特命教授は、本法人の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、本法人の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第21条 再雇用特命教授は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務中は、職務に専念しなければならない。

(勤務しないことの承認)

第22条 再雇用特命教授が総合的な健康診査を受けることを承認された時間については、勤務をしないことを承認する。

- 2 前項の事由に該当することによる勤務しないことの承認を受けようとする場合は、事前に本法人所定の様式に記入して請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合は、その事由を付して事後速やかに承認を求めることができる。
- 3 前項の場合において、事由を確認する必要があると認められる場合は、勤務しない事由を明らかにする証明書類等の提出を命ずることがある。

(遵守事項)

第23条 再雇用特命教授は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行すること。
- (2) 職場の内外を問わず、本法人の名誉又は信用を傷つけ、その利益を害し、職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- (5) 本法人の許可なく、職務以外の目的で本法人の施設及び物品を使用しないこと。
- (6) 本法人の敷地及び施設内(以下「本学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- (7) 本法人の許可なく、本学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売

買を行わないこと。

- (8) 本学内で、許可なく政治的活動、宗教的活動等の業務外活動を行わないこと。

(職員の倫理)

第24条 再雇用特命教授は、常に本法人の職員であることを自覚し、その倫理を保持せねばならない。

- 2 再雇用特命教授が遵守すべき、職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める国立大学法人福岡教育大学役職員倫理規程に準じる。

(ハラスメントの防止)

第25条 再雇用特命教授は、人権侵害及びハラスメントをいかなる形でも行ってはならない。また、これらの防止に努めなければならない。

- 2 ハラスメントの防止に関する措置は、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員のハラスメントの防止に関する規程に準じる。

(出勤禁止及び就業禁止)

第26条 本法人は、再雇用特命教授が次の各号の一に該当するときは、その出勤を禁止し、又は退勤させことがある。

- (1) 職場の風紀秩序をみだし、又はそのおそれのあるとき。
 - (2) 火器、凶器等の危険物を所持しているとき。
 - (3) 伝染のおそれのある病気の保菌者又は保菌のおそれのある者であるとき。
 - (4) 労働により病勢が悪化するおそれのある者であるとき。
 - (5) その他前各号に準じ就業に不都合と認められるとき。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により出勤を禁止させられ、又は退勤させられたときは欠勤として取り扱うものとし、給与を支払わない。

(兼職の制限)

第27条 再雇用特命教授は、学長の承認を受けた場合でなければ、本法人の職務以外の他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

- 2 再雇用特命教授の兼職に関する事項は、別に定める国立大学法人福岡教育大学役職員兼職規程に準じる。

第5章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第28条 再雇用特命教授の所定勤務時間は、1週間につき30時間以下、15時間30分以上の勤務とし、勤務日、勤務時間及び休憩時間は、当該職員ごとに定める。

- 2 再雇用特命教授の勤務時間及び休憩時間は、再雇用特命教授ごとに定める。

(休日)

第29条 再雇用特命教授の休日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前2号の休日を除く。)
 - (4) その他学長が指定する日
- 2 前項の規定にかかわらず、業務上の都合その他の事由により、再雇用特命教授職員の休日を個別に定めることがある。

(休日の振替)

第30条 業務の都合上、前条第1項に規定する休日を他の日に振り替える(以下「休日の振替」という。)ことがある。

2 前項の規定による休日の振替は、あらかじめ、振り替えるべき日を特定して行うものとする。また、当該休日の振替を行った後において、1週につき1日以上の休日を設けなければならない。

(超過勤務)

第31条 業務の運営上必要があると認める場合は、再雇用特命教授に所定勤務時間を超える勤務(以下「超過勤務」という。)を命じることがある。この場合において、労基法に規定する勤務時間(以下「法定勤務時間」という。)を超える勤務については、労基法第36条第1項に基づく労使協定を締結し、これをあらかじめ所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

2 前項の規定により超過勤務を命ぜられた再雇用特命教授は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(超過勤務の休憩時間)

第32条 前条の規定により超過勤務を命ぜられた時間が、1日につき、所定勤務時間を通じて8時間を超えるときは、1時間の休憩時間(所定の勤務時間中に置かれる休憩時間を含む。)を勤務時間の途中に置くものとする。

(育児又は介護を行う再雇用特命教授の超過勤務の制限)

第33条 小学校就学前の子の養育又は家族(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1項第4号に規定する対象家族をいう。)の介護を行う再雇用特命教授であって育児・介護休業法第17条第1項及び第18条第1項の規定に該当する再雇用特命教授が超過勤務時間を短いものとすることを請求した場合には、第31条の規定にかかわらず、事業の正常な運営を妨げる場合を除き1月に24時間、1年に150時間を超えて超過勤務を命じないものとする。

(災害時の勤務)

第34条 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、労基法第33条第1項の規定により、法定勤務時間を超える勤務を命ずることがある。

(年次休暇)

第35条 再雇用特命教授は、次の各号の区分ごとに、当該各号に掲げる日数の年次休暇を受けることができる。

(1) 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一の短時間勤務職員 次の式により計算される日数

$$20\text{日} \times 1\text{週間の勤務日の日数} \div 5\text{日}$$

(2) 前号に定める者以外の短時間勤務職員 次の式により計算される日数。ただし、1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数

$$155\text{時間} \times 1\text{週間あたりの勤務時間} \div 38.75\text{時間} \div 7.75\text{時間}$$

2 年次休暇は、20日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 年次休暇は、1日又は半日を単位とする。ただし、労基法第39条第4項に基づく労使協定を締結した場合においては、当該協定で定めるところにより1時間を単位とすることができる。

4 前項の半日を単位とする年次休暇は、昼休みの休憩時間とはさんだ前後の勤務

時間のいずれかとする。

- 5 年次休暇は、再雇用特命教授の請求する時季に与えるものとする。ただし、再雇用特命教授の請求する時季に年次休暇を与えることが、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。
- 6 再雇用特命教授は、年次休暇を取得する場合には、あらかじめ本法人所定の様式に記入して申し出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ申し出ることができなかった場合には、その事由を付して事後において速やかに申し出るものとする。
- 7 前2項の規定にかかわらず、年次休暇の一部について、労基法第39条第6項の規定に基づく労使協定により、年次休暇を計画的に与えることとした場合には、当該協定の定めるところにより与えるものとする。
- 8 本法人は、10日以上の年次休暇が付与された再雇用特命教授に対し、付与されてから1年以内に年5日の年次休暇について時季を指定して与えなければならない。ただし、再雇用特命教授が年次休暇を取得した時及び計画的付与により年次休暇取得の時季が指定された時は、その日数の合計を5日から差し引いた日数の年次休暇について時季を指定して与えなければならない。
- 9 前項に規定する時季を指定する際は、再雇用特命教授から意見を聴取し、その意見を尊重するものとする。

(病気休暇・特別休暇)

第36条 再雇用特命教授の病気休暇・特別休暇については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員勤務時間・休暇等規程に準じる。

(育児休業)

第37条 再雇用特命教授の育児休業については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員の育児休業等に関する規程に準じる。

(介護休業)

第38条 再雇用特命教授の介護休業については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員の介護休業等に関する規程に準じる。

第6章 職員研修

(職員研修)

第39条 再雇用特命教授は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを学長から命ぜられた場合には、研修を受けなければならぬ。

2 学長は、再雇用特命教授から勤務場所を離れて行う研修の申し出を受けたときは、授業等に支障のないものに限りこれを承認する。

第7章 賞罰

(表彰)

第40条 再雇用特命教授が次の各号の一に該当すると認めるときは、表彰する。

- (1) 業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為を行ったとき。
 - (2) 業務上特に顕著な功績があったとき。
 - (3) 災害又は事故の際、特別の功労があったとき。
 - (4) その他特に他の職員の模範として表彰すべき行為があったとき。
- 2 再雇用特命教授の表彰については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員表彰規程に準じる。

(懲戒)

第41条 再雇用特命教授が次の各号の一に該当するときは、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) 法令、この規則その他本法人の定める諸規則に違反したとき。
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき。
- (4) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (5) 本法人の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき。
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき。
- (7) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (8) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 懲戒の手続その他必要な事項については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員懲戒等規程(以下「懲戒等規程」という。)に準じる。

(懲戒の区分)

第42条 懲戒の区分は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与の一部を減額する。ただし、その額は、一回の事案につき平均賃金の1日分の半額を限度とし、また、一給与支払期において複数の事案について減額する場合の総額は、当該給与支払期における給与総額の10分の1を限度とする。
- (3) 停職 始末書を提出させるほか、12月間を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合は、30日前に予告して、若しくは30日分の平均賃金を支払って同時に解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

(訓告等)

第43条 懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときに、訓告又は厳重注意を文書等により行うことがある。

2 訓告及び厳重注意の手続その他必要な事項については、別に定める懲戒等規程に準じる。

(損害賠償)

第44条 再雇用特命教授が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、この規則による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償せることがある。

第8章 安全衛生

(安全衛生管理)

第45条 再雇用特命教授は、安全及び衛生について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか、本法人の指示を守るとともに、本法人が行う措置に協力しなければならない。

2 再雇用特命教授の安全衛生管理について必要な事項については、別に定める国立大学法人福岡教育大学職員安全衛生管理規程に準じる。

第9章 出張・旅費